
第2部

施策ごとの具体的計画
(災害予防・応急・復旧計画)

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 市民と地域の防災力向上

本章における対策の基本的考え方

○ 自助・共助の重要性と対策の基本的考え方

災害発生時（以下「発災時」という。）には、発生直後の住民同士による助け合いによって多くの人命救助が期待されることから、発災時における市民、地域、事業所、ボランティア、消防団等による自助・共助が極めて重要である。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。

市民、地域、事業所、ボランティアの他、消防団等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、自助、共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していく。

本章では、自助・共助の担い手となる市民をはじめとした各主体による取組について示す。

○ 現在の対策状況

市では、防災マップの配布や市報による防災特集等の広報、出前講座や講演会による啓発活動を通じ、自助の必要性、自助の備えに関する意識啓発を行うとともに、「調布市防災教育の日」の制定をはじめとした防災教育の推進、地区ごとの地域防災訓練や関係機関と連携した総合防災訓練などを実施している。

また、共助の体制強化を目的として、消防団の対応能力の向上、防災市民組織の結成と活動促進、地域や事業所が行う防災活動への支援、ボランティアが円滑に活動できる体制づくり等を進めている。

○ 新たな被害想定を踏まえた課題

平成24年4月、東京都防災会議から発表された新たな被害想定では、45名の死者と1,300人を超える負傷者が発生すると見込まれており、こうした被害の抑制及び軽減のため、自助としての家具転倒・移動防止の普及啓発、建物の耐震化の促進、防災市民組織など地域による救助体制を強化する必要がある。

また、障害者や高齢者など要配慮者への適切な支援行動が行われるよう備えの強化が求められる。

○ 主な対策の方向性と到達目標

- ・ 自助による市民の防災力向上
 - <到達目標> 防災訓練や防災教育により全市民が自助の備えを講じている
- ・ 地域による共助の推進
 - <到達目標> 防災市民組織の結成数向上と活動の活性化
- ・ 事業所による自助・共助の推進
 - <到達目標> 災害に備えた備蓄や地域と連携した防災活動体制の整備
- ・ ボランティア活動の支援体制づくりの推進
 - <到達目標> 地域の市民活動団体等との連携強化、ボランティアリーダー等の養成などによるボランティア活動体制の強化
- ・ 消防団活動体制の充実
 - <到達目標> 定員充足の継続、活動環境の整備

本章における対策の全体像は、次ページの体系図のとおり

第1節 現在の到達状況

- 3日分以上の水や食料品を備蓄している市民63.2%，家族との連絡手段を決めている市民70.7%，家具が倒れたり移動しないよう固定している市民57.7%（令和2年3月市民意識調査）
- 市立小中学校で一斉に防災教育を行う「調布市防災教育の日」を制定し，防災教育を推進するとともに，あわせて地域と連携した防災訓練を実施
- 市内の防災市民組織は132組織，120,868世帯中36,836世帯（30.5%）の参加（令和2年4月現在）
- 防災訓練等を通じ，事業所を含む地域の連携を図る取組を推進
- 市内のボランティア登録者数：385人（令和2年8月現在）
- 消防団員数：本団及び15個分団で304名

第2節 課題

- 市民一人ひとりの自助の備えられるような対応力の強化が
- 防災市民組織の結成を推進していく必要がある。
- 事業所による自助・共助のた防災活動体制を整備する
- ボランティアが円滑に活動制の整備が必要である。
- 消防団の訓練場所の確保や

第4節 到達目標

- 全市民が自助の備えを講じている
- 防災市民組織の結成数の向上及び
- 地域との連携を含む事業所防災体制の強化
- 円滑なボランティア活動の推進

第5節 具体的な取組

地震前の行動（予防対策）

地震直後の行動

市民と地域の防災力向上

自助による市民の防災力向上

地域による共助の推進

事業所による自助・共助の強化

ボランティア活動との連携

市民・行政・事業所等の連携

消防団の活動体制の充実

自助による応

地域による応

事業所による

ボランティア

消防団による

の防災力向上

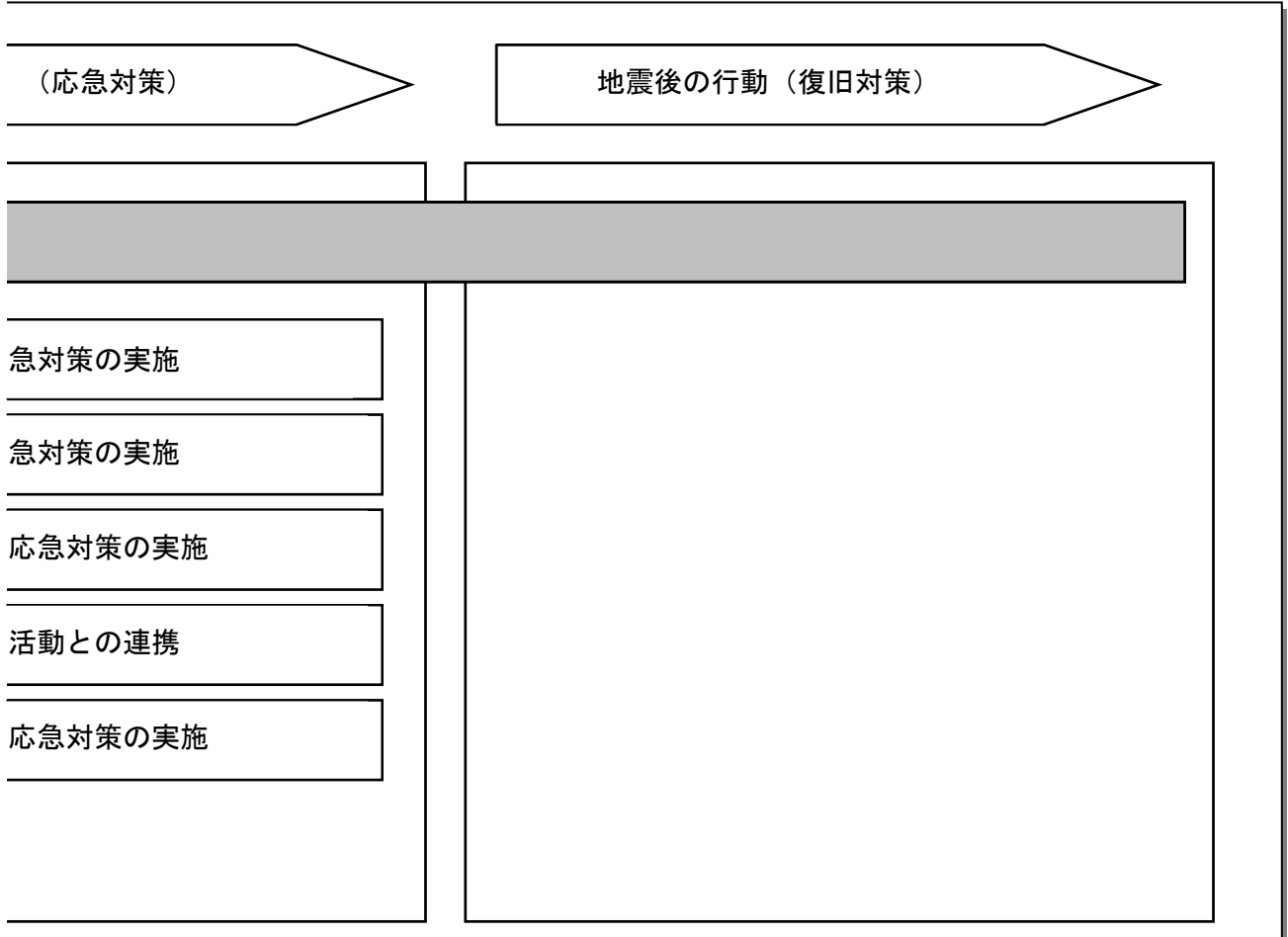
第3節 対策の方向性

えや発災時に適切な行動をと必要し、地域の共助体制を強化し取組を推進し、地域と連携し必要がある。することができるよう、支援体人員の確保が必要である。

- 食料等の備蓄，家の安全対策，防災訓練への参加など，市民の自助意識高揚を促進
- 防災市民組織をPRするとともに，支援内容改善や意欲的な取組の表彰などで市内への波及を促進
- 要配慮者に対する支援等については，地域と連携し避難支援体制を構築していく。
- 事業所防災計画の作成や地域との防災活動の連携により事業所と地域の防災力向上を促進
- 社会福祉協議会，市民活動団体との連携強化や，ボランティア活動体制の強化を推進
- 消防団の人員確保や訓練環境等の向上

要配慮者への避難支援体制の構築

- 消防団活動体制の充実による消防力の向上



第1節 現在の到達状況

1 自助による市民の防災力向上

市では、防災マップの作成・配布をはじめとし、市報での防災特集号の発行、調布FMでの防災CMなど、様々な媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。

また、事前の備えとして、各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止策の啓発を行った。

さらに、平成24年度から毎年4月の第4土曜日に全市立小中学校28校一斉に防災教育を実施する「調布市防災教育の日」を制定するとともに、全市立小学校6年生と中学校3年生を対象に普通救命講習を実施、全市議会議員及び全市職員にも救命講習を実施するなど防災教育を積極的に推進し、自助による市民の防災力向上を図っている。

○防災マップを全世帯（約12万1千世帯）に配布（令和2年12月）

○市内年間救命講習受講者（調布消防署） 5,267人（令和元年度中）

「調布市市民意識調査報告書（令和2年3月）」によると、市民に対して行ったアンケート調査において、日頃から行っている防災対策として、「十分に取り組んでいる」「少し取り組んでいる」の合計は、「地震や台風、風水害に関するニュースや防災に関する知識など（テレビ・新聞・ラジオ・インターネット）を確認している」と答えた人が87.6%で最も多く、次いで「ラジオや懐中電灯など、非常時の持出品を用意している」と答えた人が80.7%、「市の防災マップや洪水ハザードマップの内容を把握している」と答えた人が67.5%の順となっている。

○日頃の防災対策に関する市民の状況（調布市市民意識調査報告書・令和2年3月）

※「十分に取り組んでいる」「少し取り組んでいる」の合計

・3日分以上の水や食料品を備蓄している 63.2%

・家族との連絡手段を決めている 70.7%

・家具が倒れたり移動しないよう固定している 57.7%

資料編 80：調布市民意識調査報告書【防災について】

2 地域による共助の推進

市内の防災市民組織は、令和2年4月現在で132組織であり、市内各地域において防災訓練などの自主的な取組が進められている。

また、各小学校区域を単位とする地区協議会による防災訓練、各自治会及び自治連合会での防災訓練を実施するとともに、関係38機関を含めた総合防災訓練を毎年実施している。

また、平成22年7月「調布市災害時要援護者避難支援プラン」を作成し、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制について基本的な事項を定めていたが、平成28年度に見直しを行い、「調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）」として再編・統合を行った。

○ 防災市民組織の結成状況

・令和2年4月現在 132組織（120,868世帯中36,836世帯（30.5%））

○ 防災訓練（市、地区協議会、自治会、自治連合会）（令和元年度）

・調布市総合防災訓練参加者数 0人（台風19号のため中止）

・調布市総合水防訓練参加者数 700人

・地域における防災訓練への支援 地区協議会の訓練 6回

自治会等の訓練 1回

3 事業所による自助・共助の強化

発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民だけでなく事業所も協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、総合防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所などの

連携を図る取組を推進し、地域における防災力向上を図っている。

4 ボランティア活動への支援

発災時に同時多発が予想される各種災害への対応は、公的機関のみでは困難であることから、救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営など、多岐にわたるボランティア活動が期待される。これらボランティア活動を活性化するため、総合防災訓練の実施にあわせてボランティア活動支援に係る訓練を実施するなど、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりを進めている。

- 市把握のボランティア登録者数
 - ・被災建築物応急危険度判定員 264人（令和元年12月3日現在）
 - ・被災宅地危険度判定士 58人（令和2年3月31日現在）
 - ・災害時支援ボランティア（調布消防署）63人（令和2年8月31日現在）

5 消防団の活動体制の充実

調布市の消防団は、消防団本部及び15個分団で団員数は304人（令和3年3月末現在）である。これらの消防団員は、災害時、常備消防力を補完し消防活動に従事するとともに応急救護・避難誘導等を行い、また、平常時は、地域の火災予防活動や住民に対して初期消火、応急救護等の技術的指導を実施するなど地域防災の中核を担っている。市は東京消防庁と連携し、消防団員の確保や消防訓練所での教育訓練など、消防団の活動支援を行っている。

- 消防団員数
 - ・定員304人に対し、304人（100%）（令和3年4月現在）

第2節 課題

1 自助による市民の防災力

市民の防災意識の高まりを実際の行動に移すように、引き続き、市民一人ひとりが自助の備えを行うとともに、備えに対する広報・啓発が必要である。

また、発災時に市民一人ひとりが適切な行動をとれるような対応力の強化が必要である。

加えて、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害も想定されており、発災後の生活を継続するための食糧等の備蓄や、家族や友人の安否情報を集める方法の準備などに取り組む必要がある。

さらに、過去の災害から、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、避難所での着替えや授乳の問題など、女性に配慮した対策が必要である。

2 地域における共助

防災市民組織の結成を推進し、地域の共助体制を強化していく必要がある。

また、防災市民組織が、発災時に実効性のある行動がとれるように、資機材の整備やリーダー研修等を実施していく。また、避難行動要支援者に対して、日頃から安否確認などを含む避難支援体制を地域で構築していく必要がある。

避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。

3 事業所による自助・共助の取組

発災時においては、事業所も地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えることなどの役割が求められていることから、事業所による自助・共助の取組を推進し、地域と連携した防災活動体制を整備する必要がある。

4 ボランティア活動の支援体制

災害時にボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制を整備する必要がある。特に、一般ボランティアを市内のニーズにあわせて適正に配分する仕組の整備が必要である。

5 消防団の訓練場所の確保や人員の確保

消防団は日頃からいざ災害に備え、日々訓練を実施している。団員は、昼間生業を持っているため、訓練は夜間に行うこととなる。近年、訓練に対する周辺住民からの苦情もあり、訓練場所を探すのに苦慮する地域が多くなっている。活動への理解をいただくための広報活動に継続的に取り組む。

また、年々、少子化や地域の自営業者等の減少により、消防団員の確保に苦慮している。地域や事業所の支援体制が必要である。

第3節 対策の方向性

1 自助による市民の防災力向上

市民一人ひとりが自助の意識を高め、実践につながるよう、最低3日分の備蓄、耐震化による家屋の安全対策、家具の転倒・落下・移動防止対策の推進、防災訓練への参加などを進めていく。

また、そのために必要な防災意識の啓発や総合的な防災教育の推進を図るとともに、障害者や外国人への情報提供や防災知識の普及等も推進する。

2 地域による共助の推進

防災市民組織への支援内容の充実強化を図るとともに、意欲的な取組を表彰し、活動内容を発表してもらうなどの取組により、当活動の市内への波及を促進する。また、避難行動要支援者に対する支援は、地域の共助の力が重要となることから市は、防災市民組織や自治会、地区協議会、民生・児童委員等の関係機関・団体と連携し安否確認など避難支援体制の構築を推進する。

3 事業所による自助・共助の強化

平成25年4月に施行された東京都帰宅困難者対策条例に基づき、一斉帰宅の抑制や全従業員3日分の備蓄など事業所としての自助に加え、10%程度の余剰備蓄や事業所建物の一部を一時滞在施設として開放するなどの事業所としての共助を推進するため、事業所防災計画の作成促進、総合防災訓練や地域防災訓練などへの参加など地域との防災活動の連携により、事業所と地域の防災力向上を促進していく。

4 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時に市内の被害や避難者のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、ボランティア活動体制の強化を推進する。

5 消防団の人員確保や訓練環境等の向上

災害発生に備え、的確かつ迅速に対応できるよう、消防団の訓練環境等の充実を図っていき、対応能力の向上に努める。

また、人員を確保するため、地域や事業所の支援体制や入団資格等について検討していく。

第4節 到達目標

1 全市民が自助の備えを講じている

様々な防災訓練の実施や体系的な防災教育の実施により、市民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、市民が防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。特に3日分の水と食料の備蓄をしている市民、携帯トイレを備蓄しており家族との災害時連絡手段を決めている市民の割合を増やす。

また、被災時に外国人が言語等で不都合を感じないように、効果的な情報提供を推進する。

2 防災市民組織の結成数の向上及び避難行動要支援者への避難支援体制の構築

共助の先導的役割を果たす防災市民組織の結成数を向上させるとともに、地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるようにする。

女性の防災人材を育成することにより、発災時の避難行動や避難所運営に多様な視点が反映されるようにする。

調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）と整合をとり、避難支援体制を構築し、地域の防災力を向上させる。

3 地域との連携を含む事業所防災体制の強化

事業所は食料等の備蓄や自衛消防活動の充実・強化など自助を進めるとともに、地域に対し一時避難場所の提供や物資提供など地域への共助体制を推進する。

また、調布消防署による事業所防災計画の作成促進を通じ、防災に関する意識の向上を図るなど、実効性の高い地震対策を推進する。

4 円滑なボランティア活動の推進

災害時のボランティア活動を想定した訓練の実施等を通じ、社会福祉協議会、災害ボランティアセンターの運営支援等が期待される市民活動団体等とのネットワークを構築する。

また、ボランティア活動を統率するリーダーが必要であることから関係機関と連携のうえ養成し、発災時における円滑なボランティア活動を推進する。

5 消防団活動体制の充実による消防力の向上

消防団の定員充足の継続や訓練場所の確保等による活動環境の充実を図る。また、震災対策用資機材の充実による活動体制の強化を図る。

第5節 具体的な取組

【予防対策】（地震前の行動）

1 自助による市民の防災力向上	4 ボランティア活動との連携
2 地域による共助の推進	5 市民・行政・事業所等の連携
3 事業所による自助・共助の強化	6 消防団の活動体制の充実

市民、地域、事業所等は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災の基本理念のもと、日頃から自主的に地震災害に備えるとともに、行政が行う防災活動と連携・協力するものとする。

1 自助による市民の防災力向上

(1) 市民の防災行動力の向上

（総務部・調布消防署）

市民の震災対策として果たすべき基本的責務は、次のとおりとする。

ア 市民は、地震による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、近隣住民と相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

イ 市民は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

- ・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・日頃の出火防止
- ・消火器、住宅用火災警報器など防災用品の準備
- ・家具類の転倒落下移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- ・ブロック塀の点検、補修など家の外部の安全対策
- ・水（一人1日30目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- ・地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ・買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ・自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- ・在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
- ・保健・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ・行政や地域が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ・自治会・地区協議会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ・要配慮者及びその家族による市民組織、消防署、交番等への事前の情報提供
- ・災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認、点検
- ・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

ウ 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

エ 市民は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、防災市民組織の結成及び活動の強化を行うなど、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

(2) 防災意識の啓発

(総務部・教育部・調布消防署)

市をはじめとした各防災機関は、平素から市民・事業所等地域の防災行動力の向上のため、パンフレットの配布、ビデオ、講演会、防災フェア等の開催、コミュニティFM、ケーブルテレビ等を活用した広報など、それぞれに適した方法で震災に関する知識の普及や防災意識の啓発に努めるものとする。

ア 防災広報の充実

市及び防災関係機関は、市民及び事業所の防災意識の高揚を図るため、市民、事業所等を対象にパンフレットの配布、講習会等の開催、広報媒体（ラジオ、CATV、新聞等の活用及び市や調布消防署等のホームページ等による災害対策や防災情報等の提供）による普及等を行い、震災に関する知識の普及に努める。

市及び防災関係機関が行う広報内容は、概ね次のとおりとする。

- ・地震に関する一般知識（「地震に対する10の備え」、「地震その時10のポイント」など）
- ・要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発
- ・災害時の連絡手段（災害用伝言ダイヤルやweb171など）
- ・避難所や広域避難場所の所在
- ・各防災機関の震災対策
- ・地震への備え（家具等の転倒落下移動防止対策、非常持ち出し品など）
- ・事業所の震災対策（事業所防災計画）
- ・出火の防止及び初期消火の心得
- ・室内、戸外、高層ビル等における防災対策、地震発生時の心得
- ・災害情報の入手方法
- ・非常食料・身の回り品等の準備の心得
- ・道路交通規制及びドライバーの心得
- ・救出、応急救護技術
- ・水道、電気、ガス、電話などの震災時の心得
- ・防災市民組織の育成方法や防災行動力の向上策
- ・動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発

イ 幼児期からの総合防災教育の充実

市及び防災関係各機関は、幼児期から社会人まで総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養する。

なお、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画促進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

(ア) 市民を対象にした防災教育

- ・自治会・地区協議会・防災市民組織への防災や要配慮者支援に係る講習会・講演会の実施
- ・自治会・地区協議会・マンション管理組合等が実施する訓練の企画・実施の支援
- ・起震車による地震体験
- ・防災マップ等の啓発資料の発行
- ・都民防災教育センター（防災館）の活用
- ・応急救護知識技術の普及
- ・事業所における応急手当の指導者（従業員）の要請及び自主救護能力の向上

(イ) 児童・生徒等を対象とした防災教育

- ・「調布市防災教育の日」の制定による市立小中学校一斉の防災教育の推進
- ・小学6年生，中学3年生を対象とした救命講習の実施
- ・学級活動，学校行事等の教育活動全般を通じて，地震の知識，地震が発生したときの対応等を指導
- ・副読本やパンフレットの発行
- ・教職員への上級救命講習の実施
- ・教職員，児童・生徒による防災訓練，初期消火訓練の実施
- ・防災思想の普及
- ・都民防災教育センターの活用
- ・応急救護訓練の実施
- ・危険箇所マップの作成
- ・小中学校における総合防災教育の指導體制等の整備（教職員，地域住民等の応急手当普及員及び消防団員の応急手当指導員の育成及び活用）
- ・幼児を対象とした防災紙芝居等による教育
- ・働く消防写生会の実施

(ウ) 防災市民組織，女性防火組織及び消防少年団等の育成

- ・各種講習・講演会等による防災リーダーの育成
- ・防災市民組織の設立推進と活動支援
- ・防火女性の会を中心とした女性の視点による防火防災活動の支援
- ・消防少年団による児童期からの防災リーダー養成

ウ 地域の防災行動力の向上

（総務部・教育部・調布消防署）

市では，防災市民組織の資機材整備等への助成，優良活動事例の紹介やリーダー講習による活動能力の強化を図るとともに，地区協議会や地域住民が行う避難所運営訓練や要配慮者避難支援などによる行動力向上を図る。

また，調布消防署において地域の防火防災功労賞制度等への応募，表彰事例の活用を通じて自治会，地区協議会，事業所等との連携方策を一層推進するとともに，地域の防災教育を広めるなど地域の防災行動力の向上を図る。

(3) 防災訓練の充実

（市各部・総務部・調布消防署・調布警察署・都水道局・東京電力パワーグリッド(株)・東京ガス(株)・NTT東日本・京王電鉄(株)・調布FM）

応急対策活動が円滑に実施できるように，平常時から各種防災訓練を実施し，災害時の各機関相互及び市民との協力体制の確立に努める。

また，市民が自信をもって災害に対応できるよう，初歩から段階的に体験できるような市民一般を対象とした基礎訓練や様々な訓練体験を推進する。

【防災訓練の実施計画】

訓練名	実施機関	内 容
総合防災訓練	市各部・防災関係機関	<p>1 訓練方針 市では、市及び防災関係機関が市民と一体となって実効性のある総合的かつ有機的な訓練（震度6弱以上の地震発生を想定）を実施することにより、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。 また、要配慮者とその家族の参加を促進・支援する。</p> <p>2 実施要領 市防災会議において「調布市総合防災訓練実施要領」を定め、これに従って実施する。特に、市民及び事業者が実践できる項目を増やし、震災時に直接役立つものとする。 ○ 参加機関：市・防災関係機関，市民，地域及び事業者 ○ 訓練項目：非常招集訓練，本部運用訓練，情報伝達訓練，現地実働訓練</p> <p>3 実施時期 原則として、毎年10月下旬の週末に震災及び火災を想定して実施する。</p>
職員参集訓練	市各部	<p>1 訓練方針 職員の本部，避難所，その他の各部所管施設等への震災時の非常配備態勢を確保し，各防災機関や市民との連携を図るため，職員の参集訓練を実施する。 また，休日・夜間時に対応する調布市初動態勢の職員についても，自宅から指定された部署への参集訓練を実施し，避難所となる学校における施設と備品の確認及び学校教職員との連携を図るための訓練を実施する。</p> <p>2 実施要領 参集に当たっては，交通機関，自家用車，オートバイ，自転車等の利用を一部制限又は禁止するなどの方法により，勤務時間内外などの様々な条件を加味して行う。 特に，初動態勢職員については，自宅から自転車あるいは徒歩と条件を設定して参集地点までの情報収集や被害状況等を確認しながら参集する訓練を行う。 ○ 訓練項目：非常参集訓練，指令伝達訓練，情報収集・伝達訓練，避難所開設訓練 （特に初動態勢職員の休日・夜間等の非常時を想定した訓練）</p>

訓練名	実施機関	内 容
避難所開設訓練	市各部	<p>1 訓練方針 避難所開設における課題を把握するとともに、今後の避難所運営に活かす。</p> <p>2 実施要領</p> <p>(1) 避難所開設訓練</p> <p>ア 開錠訓練（体育館・校舎・備蓄倉庫）</p> <p>イ 体育館・校舎の使用方法の確認</p> <p>ウ 開設手順・役割分担の確認，開設作業等</p> <p>※上記訓練の中で新システムによる訓練を試行実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「スタッフ情報共有ツール」による職員間通信訓練 ・「避難所受付システム」による避難所受付訓練 ・「ホームページ自動掲載システム」によるホームページ掲載訓練 ・各システムによる仮想本部での確認訓練 <p>(2) 防災備蓄倉庫の確認 避難者名簿，毛布，水，アルファ米，扇風機，ラジオ等の確認</p> <p>(3) 感染症対策訓練等</p> <p>ア 受付時の留意点（検温，体調確認，付添・誘導等）</p> <p>イ 体調不良の方専用の出入口・避難場所・トイレの確認等</p> <p>ウ 感染症対策を講じた避難スペースの設置（区画表示），ダンボールベッドの設置等</p> <p>(4) ペット同行避難対応の確認</p> <p>ア 受付方法・受入準備，同行避難の際の留意点・市民への説明内容の確認</p> <p>イ 同行避難場所の確認等</p>

訓練名	実施機関	内 容								
総合震災消防訓練	調布消防署	<p>地震時の各種災害に対処するため、消防署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、市民等を対象として、基本的防災訓練を個別に行うとともに、連携活動を重視した総合訓練を実施する。</p> <p>また、建物倒壊や電車脱線等による多数の死傷者が発生する救助救急事象及び大規模な市街地火災に対処するため、医療機関、民間団体等との協力体制を確立し、連携活動を重視した総合訓練を実施する。</p> <p>○ 参加機関：消防団、市民及び事業所等</p> <p>○ 訓練項目：</p> <table border="1" data-bbox="414 627 1308 1164"> <tr> <td data-bbox="414 627 574 817">消防団</td> <td data-bbox="574 627 1308 817"> <ul style="list-style-type: none"> ・情報活動訓練 <ul style="list-style-type: none"> －参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 －情報整理及び通信運用訓練 ・部隊編成訓練 ・火災現場活動及び応急救護訓練 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 817 574 974">市民</td> <td data-bbox="574 817 1308 974"> <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・救出訓練 ・通報連絡訓練 ・避難訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練 ・応急救護訓練 ・身体防護訓練 ・その他の訓練 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 974 574 1086">事業所等</td> <td data-bbox="574 974 1308 1086"> <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・消火訓練 ・避難訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・防護訓練 ・救出救護訓練 ・情報収集訓練 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1086 574 1164">その他の団体等</td> <td data-bbox="574 1086 1308 1164"> <ul style="list-style-type: none"> ・必要とする訓練 </td> </tr> </table> <p>○ 実施時期：基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、防災キャンペーンの時期をとらえて随時実施する。</p> <p>総合震災消防訓練は年1回以上実施する。</p>	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活動訓練 <ul style="list-style-type: none"> －参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 －情報整理及び通信運用訓練 ・部隊編成訓練 ・火災現場活動及び応急救護訓練 	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・救出訓練 ・通報連絡訓練 ・避難訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練 ・応急救護訓練 ・身体防護訓練 ・その他の訓練 	事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・消火訓練 ・避難訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・防護訓練 ・救出救護訓練 ・情報収集訓練 	その他の団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とする訓練
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活動訓練 <ul style="list-style-type: none"> －参集（情報収集）及び初動措置（災害対応）訓練 －情報整理及び通信運用訓練 ・部隊編成訓練 ・火災現場活動及び応急救護訓練 									
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・救出訓練 ・通報連絡訓練 ・避難訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練 ・応急救護訓練 ・身体防護訓練 ・その他の訓練 									
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止訓練 ・消火訓練 ・避難訓練 <ul style="list-style-type: none"> ・防護訓練 ・救出救護訓練 ・情報収集訓練 									
その他の団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要とする訓練 									
地域防災訓練	市（総務部） ・消防署	<p>大地震と同時に発生が予想される火災、救急事象に備え、市及び消防機関及び市民が初期消火、応急救護の協力体制を確立し、習熟することにより、地域防災組織の防災体制を整え、さらに防災意識を高揚できるよう支援する。</p> <p>1 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種消火器の取扱い指導及び消火器による消火訓練 ・可搬式小型ポンプによる消火訓練 ・三角巾による応急救護措置及び人工呼吸 ・起震車による地震体験 ・各避難所運営主体による避難所運営訓練 ・その他 <p>2 実施時期及び場所</p> <p>年間随時、地区協議会等訓練主体の指定する場所</p>								

訓練名	実施機関	内 容
警備・交通規制訓練	調布警察署	<p>地震発生時に被害の拡大を防止するため、市民の避難誘導及び救助，犯罪の予防，交通規制等の応急対策を実施し，市民の生命と財産を災害から保護するため，防災関係機関及び市民と協力して訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加機関：市，防災関係機関，市民等 ○ 訓練項目： <ul style="list-style-type: none"> ・警備要員の招集及び部隊編成訓練 ・各級警備本部設置訓練 ・避難誘導訓練 ・救出救護訓練 ・装備資器材操作訓練 ・情報収集伝達訓練 ・交通措置訓練 ・広報訓練 ・通信伝達訓練 ○ 実施時期：9月1日の震災警備総合訓練をはじめ，年間を通じて，市及び地域住民と協力して随時実施する。
各種機関個別訓練	パワースタッフ 東京電力 グリッド (株)	<p>地震災害時の円滑な復旧活動の対応を図るため，次の訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本店，店所及び各事業所は，非常時における迅速・的確な情報連絡体制の充実などを目的に，情報連絡を中心とした訓練を年1回，全社的に実施する。 ・店所及び各事業所は，大規模災害時の実践的な復旧方法等を身につけておくため，必要により防災復旧訓練を行う。
	東京ガス (株)	<p>本社及び各事業所は，災害対策を円滑に推進するため，非常事態対策関係諸規則に基づき，防災訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練項目： <ul style="list-style-type: none"> ・地震時の出動訓練 ・地震時の緊急措置及び通報連絡訓練 ・自衛消防訓練 ・各事業所間の応援体制訓練 ・災害発生を想定した初動措置，復旧計画訓練 ・その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 ○ 実施時期・回数：年1回以上
	NTT 東 日本	<p>地震等災害発生時，関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行し得るよう，次の訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練項目： <ul style="list-style-type: none"> ・災害予報又は警報の伝達 ・非常招集 ・災害時における通信疎通確保（災害用伝言ダイヤル等の運営を含む） ・各種災害対策機器の操作運用 ・電気通信設備等の災害応急復旧 ・防火及び水防 ・避難及び救護 ・その他，中央防災会議，或いは地方防災会議等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し，これに協力する。 ○ 実施時期・回数：年1回以上（本社及び各事業所）

訓練名	実施機関	内 容
各種機関個別訓練	京王電鉄(株)	<p>発災を想定した総合防災訓練を年1回実施するとともに、各担当業務に必要な訓練を次のとおり行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部又は地区対策本部等の設置運営訓練 ・非常招集訓練 ・初動措置訓練 ・情報連絡訓練 ・旅客の避難・誘導訓練 ・所属員の避難・誘導訓練 ・鉄道施設に対する安全点検訓練 ・各担当業務に必要な防災訓練 ○ 実施時期・回数 <ul style="list-style-type: none"> ・防災の日 ・その他関係自治体、警察署等が実施する総合防災訓練
	調布FM	<p>非常災害時における放送確保に万全を期するため、年1回非常災害対策訓練を兼ねた防災特別放送を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網の確認・訓練（非常特別放送態勢訓練を含む） ・情報収集・伝達訓練 ・放送設備の保守確認 ・社員防災訓練 ・市との連絡態勢訓練 ・その他必要な訓練 ○ 実施時期・回数 <ul style="list-style-type: none"> ・防災の日 ・その他市、消防署、警察署等が実施する総合防災訓練

2 地域による共助の推進

(1) 防災市民組織等の役割

（総務部・福祉健康部・生活文化スポーツ部）

自治会等の地域組織及び市民が自主的に結成した防災市民組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- ア 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- イ 初期消火，救出・救助，応急救護，避難など各種訓練の実施
- ウ 消火，救助，炊出資器材等の整備・保守及び非常食，簡易トイレの備蓄
- エ 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- オ 地域内の避難行動要支援者の把握及び調布市避難行動要支援者避難支援プラン（総合計画）に基づく，避難体制の確立，災害時の支援体制の整備
- カ 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- キ 行政との連携・協力体制の整備

(2) 防災市民組織等の強化

(総務部・調布消防署)

市民による自主的な防災組織を充実・強化するため、防災市民組織の結成を促進するとともに、防災に関する積極的な各種広報・啓蒙活動・指導育成・助言を行う。

ア 防災市民組織の結成の促進

防災市民組織未結成地区への結成を促進するため、自治会や地元団体への組織化を中心とした呼びかけを積極的に行っていく。

イ 防災市民組織の活動環境の整備

防災市民組織を活性化し、震災後に効果的な活動を展開するために、各種訓練の実施や活動費補助等を行っている。今後は、訓練のための広場、消防水利の確保等環境条件の整備に努める。同時に、市は、軽可搬消防ポンプ等の活動用資器材の整備を進める。

ウ 防災市民組織の活性化

防災市民組織が、平常時及び発災時において次のような役割を果たせるよう、市は防災市民組織が実施する訓練、広報活動等に対する支援を行う。

エ 防災市民組織のリーダーに対する情報交換の場や研修会の開催

【防災市民組織の主な役割】

防災市民組織の主な役割	
平常時	防災知識の普及，防災訓練の実施，組織の強化 等
発災時	情報収集・伝達，出火防止，初期消火，負傷者救護，避難誘導，避難行動要支援者支援 等

また、調布消防署と市は連携し、救出・救護訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の指導を実施するとともに、防火座談会、各種防災訓練の技術指導等を通じて、防災市民組織の活性化に努める。

オ 防災市民組織の防災行動力の向上

防災市民組織等を対象とした実践的な訓練を推進する。

さらに、地域の協力体制づくりを進め、避難行動要支援者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(3) 避難行動要支援者支援対策

(総務部・福祉健康部・子ども生活部・関係機関・団体)

市は、福祉健康部内に災害時における「避難行動要支援者支援班」を設置する。

避難支援体制は調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)に基づき進める。避難行動要支援者の避難支援は、地域の共助の力が重要となるため、市は防災市民組織や自治会、地区協議会、民生・児童委員等の関係機関や団体と連携し、災害時に自力での避難が困難な方々を速やかに支援できる体制づくりを進める。

また、福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、通常実施している交流の場を利用して、平常時から情報収集と情報提供を行う。

避難行動要支援者及びその家族や介護者は、自宅の耐震化や家具類の転倒落下移動防止対策、症状に合わせた備蓄や手動式介助用具の準備など自助による対策を行う。

3 事業所による自助・共助の強化

(1) 事業所の役割

(総務部・生活文化スポーツ部・調布消防署・各事業所)

市内の各事業所は、従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、その社会的責任を果たすため、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めるものとする。特に平成25年4月に施行された東京都帰宅困難者対策条例に基づき、一斉帰宅の抑制、全従業員の3日分の備蓄、一時滞在施設の提供など、防災に必要な事項を事業所防災計画に定め、防災対策の推進を図るものとする。

なお、事業所の震災対策として果たすべき基本的責務は、次のとおりとする。

- ア 事業者は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たってはその社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大限の努力を払わなければならない。
- イ 事業者は、その事業活動に関して地震による被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下、「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- ウ 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- エ 事業者は、その事業活動に関して地震による被害を防止するため、市及び都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下、「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

また、その計画に基づいた訓練を実施しなければならない。

この責務を果たすため、事業所は、自らの組織力を活用して次のような対策を図るべきものとする。

- ア 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等の整備
- イ 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- ウ 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定
- エ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用
- オ 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- カ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
- キ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- ケ 外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「行動ルール」の遵守

資料編 2：外出者の行動ルール

(2) 事業所防災体制の強化

(総務部・生活文化スポーツ部・調布消防署)

震災のもたらす甚大な被害を軽減するため、市と防災関係機関の対応に加えて、市民や事業所が一体となって初期消火や救出救護などの災害防止活動に取り組む。

また、市は、事業所間の防災組織の連携・協力体制の構築を図り、市及び防災関係機関が一体となったより効果的な震災応急対策を推進するため、防災市民組織等との連携を強めるとともに、防災市民組織に対して、防災に関する各種広報・啓蒙活動を積極的に行う。

ア 事業所防災計画の作成指導等

事業所防災計画は、その用途や規模に係らず事業所単位に作成が義務づけられているものであるが、調布消防署では、次のとおり指導を行う。

(ア) 事業所防災計画等の作成を指導し、自主防災体制の充実強化を図る。

(イ) 自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の育成を図る。

イ 自衛消防隊の設置

ホテル、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、自衛消防隊の設置が義務づけられている。これら一定規模以上の事業所では、自衛消防隊を中心とした自主防災体制の強化を求めるとともに、地域が一体となった防災体制を強化するため地域への協力を推進する。

また、事業所の自衛消防隊が、地震時において迅速、的確な活動を行うため、震災を想定した自衛消防訓練等の指導を推進する。特に自衛消防活動中核要員の配置義務のあるホテル、百貨店など多数の収容人員を要する一定規模以上の事業所は、これら中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進するほか、ヘルメット、照明器具のほか、携帯用無線機等の装備品や震災時にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

ウ 事業所と地域の相互協力体制の整備

市は、都と連携して、自衛消防隊及び防災計画等の整備がされている事業所については、防災市民組織、自治会等との連携の強化を図るため、地域で実施する防災懇談会、防災訓練等に積極的に参加し、地元との相互協力関係の促進を図るための指導を行う。

また、市は、広報やホームページ等で、事業所相互間や事業所と防災市民組織等の連携の重要性について広く啓発に努めるとともに、防災市民組織と地元事業者間で簡易救助器具利用の協定を締結した事例を紹介するなど、関係者への働きかけを行う。

エ 事業所防災訓練の指導

事業所の自衛消防組織が、地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

オ 事業者のBCPの策定

事業活動に対する被害の最小化と活動の継続を図るため、特に、市内の経済を支える重要な企業等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する。

事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られ、市民に対するサービスが確保される。

また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。

このため、市は、事業者団体等を通じて、事業者が事業継続計画（BCP）の策定を推進するよう働きかける。

4 ボランティア活動との連携

災害発生以降、ボランティア活動は被災者の生活再建と安定には欠かせない役割を担うものである。特に、市と防災関係機関の活動とあわせて、市民によるボランティア防災活動が円滑に実施できる条件整備を図る。市では、東京都で実施している東京都防災ボランティアに関する要綱に基づくボランティア登録制度を活用して、ボランティア登録員の状況を把握し、災害発生時には迅速かつ的確に行動できるように体制を整える。

また、平常時においても、講習、連絡会、訓練等を実施し、非常事態に備える。

さらに、行政・NPO・ボランティア等で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(1) 一般ボランティア

(福祉健康部・社会福祉協議会)

災害時において、主に被災地域外から自発的に復旧・復興等の支援活動を行ういわゆるボランティアが参集してくる。

このようなボランティアが円滑に、地域と協力して活動を行えるよう、事前にボランティアの受入れ体制を整備しておくことが重要である。

○ 防災ボランティアの活動範囲

- ・市が行う救出・救護活動の実施・協力
- ・避難者の誘導、避難所内の世話・業務の協力
- ・炊出し、救助物資の配給・分配の協力
- ・被害状況調査、災害対策業務の支援

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災者支援等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

(2) 専門ボランティア

(都市整備部・調布消防署・調布警察署・総務部・生活文化スポーツ部・都)

災害時のボランティア活動のうち、一定の知識、経験や特定の資格を必要とするものについて、即時対応ができるよう、氏名、連絡先、活動の種類などをあらかじめ把握しておくとともに、必要に応じ、登録・研修等を実施することが重要である。

以下に、主な専門ボランティアを示す。

ア 応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士のボランティア登録及び育成

(都市整備部)

応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士については事前に登録し研修などを行う。

【応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の現況】

区分	資格	業務内容	備考
被災建築物応急危険度判定員 (平成7年～)	建築士法(昭和25年法律202号)第2条に規定する1級建築士, 2級建築士, 木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため, 地震発生後できるだけ早く, かつ, 短時間で建築物の被災状況を調査し, その建築物の当面の使用の可否を判定する。	令和元年12月現在で調布市在住・在勤の登録判定員は264人
被災宅地危険度判定士 (平成11年～)	宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により宅地が大規模に被災した場合に, 被害の発生状況を把握し, 危険度判定を実施する。	令和元年度登録判定士は58人

イ 東京消防庁災害時支援ボランティアの育成及び活動

(調布消防署)

調布消防署(東京消防庁)では, 震災時に消防活動を支援する専門ボランティアとして「東京消防庁災害時支援ボランティア(以下「調布消防ボランティア」という。)」の募集及び育成を平成7年から行っており, その活動範囲を震災以外の大規模自然災害等まで拡大し, 災害対応の強化を図っている。

今後さらに, 調布消防ボランティアが災害時に減災に向けた効果的な活動を行うため, ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに, 元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し, 調布消防ボランティアの一層の充実強化を図る。

また, 調布消防ボランティア用救助資機材を活用した訓練により, 震災時の消防隊と連携した活動能力の向上を図る。

(ア) 登録資格者

原則として, 東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり, かつ震災時において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者

- ・ 応急救護に関する知識を有する者
- ・ 過去に消防団員, 消防少年団として1年以上の経験を有する者
- ・ 元東京消防庁職員
- ・ 震災時等, 復旧活動時の支援に必要な資格, 技術等を有する者

(イ) 業務内容

調布消防ボランティアは, 東京消防庁管内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害が発生した場合, あらかじめ登録した部署へ自主的に参集し, 消防活動の支援を行う。

ウ 交通規制支援ボランティア

(調布警察署)

警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送や設置等を実施する。

エ 語学ボランティア

(総務部・生活文化スポーツ部、都)

都は、被災外国人に対応するため「外国人災害時情報センター」を設置し、以下の業務を行う。

- ・外国人が必要とする情報の収集、提供
- ・市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
- ・東京防災(語学)ボランティアの派遣

市は、平常時から調布市国際交流協会と連携し、在住外国人への防災に関する情報提供や防災知識の普及に努める。

また、東京都防災(語学)ボランティア等を活用し、防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

オ 調布市災害時看護職等ボランティア

(福祉健康部)

調布市では、緊急医療救護所を市内8か所の病院と東京慈恵会医科大学附属第三病院にて「調布市災害時看護職等ボランティア」を立ち上げ、医療救護活動を行う。活動概要は以下のとおり。

- ・活動場所 市内8か所の緊急医療救護所または東京慈恵会医科大学附属第三病院
- ・活動時間 災害発生からおよそ72時間後まで
- ・活動内容

救急医療救護所において医師の指示に基づく被災傷病者のトリアージ業務の補助
救急医療救護所における被災傷病者に対する応急処置及び看護
その他医療救護に係る業務(研修及び訓練等を含む。)

(3) ボランティア活動との連携

(福祉健康部・都市整備部・調布消防署・社会福祉協議会)

市は、ボランティア意識の高揚と環境づくり、さらに行政との間の信頼関係や協力連携システムの構築に努める。

このため、社会福祉協議会等との連携による市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。

また、市は平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークの構築に努めるとともに、専門ボランティアなどの対策については、今後、関係機関と協議、検討を進める。

5 市民・行政・事業所等の連携

(総務部・福祉健康部・生活文化スポーツ部・調布消防署)

行政、事業所、市民、監理団体、その他関係防災機関は、地域における連携体制や相互支援を強化し、災害時に助け合う社会システムを確立する。

(1) 地域における防災連携体制の確立

震災時には火災や救助、救急事象が同時に多発し、また、様々な障害の発生により円滑な消

第2部 施策ごとの具体的計画

第1章 市民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組【予防対策】

火活動もできなくなることが予測される。このことから、市及び関係防災機関は、震災から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る。

ア 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

地震時に火災等の災害から地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域の防災市民組織と事業所の自衛消防隊等とが相互に協力して連携できる体制を整備するほか、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の防災市民組織等の一員として活動するよう指導する。

また、防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図る。

イ 地域コミュニティの活性化

自治会・地区協議会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化を図る。

ウ 合同防災訓練の実施

地域の防災連携体制を確立するため、地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する調布消防ボランティアの支援活動並びに防災市民組織及び事業所の自衛消防隊等の協力が必要であることから、これらの組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

エ 救命講習会の実施

応急手当の普及促進のため消防団や調布消防ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

(2) 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

震災時の助け合いを推進するために、市民、自治会・地区協議会、防災市民組織、事業所、学校文化活動グループ、ボランティアなど、地域で活動している様々な団体等が従来の垣根を越えて連携・協力することが求められている。

市は、これら様々な団体間の地域相互支援ネットワークの育成を促進する。

(3) 地区防災計画

(総務部・市民・事業者)

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、提案を受けた地区防災計画素案について審議し、市における防災の向上に資する内容であると判断した場合は、当該地区防災計画を市地域防災計画に位置付けるものとする。

6 消防団の活動体制の充実

(総務部・調布市消防団・調布消防署)

災害時に迅速な消火活動を図るため、消防団装備品の充実、情報通信体制の強化、計画的なポンプ車の更新等を行っていく。訓練場所については、公共の施設や民間のグラウンドも含め確保に努めていく。

各種資機材を活用して東京都消防訓練所・調布消防署との連携による教育訓練をさらに進め、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。

消防団員確保については、リーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団促進を図る。入団資格についても検討していく。

また、消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。

地域住民等に対する防災教育訓練を通じ、消防団と地域住民等との連携を今後もさらに強化し、地域防災力の向上を図る。

消防団員への訓練にeラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

また、消防団を退団した消防団員で構成する消防団OB会は、専門的な技能を有しており、震災発生時には市との協定に基づき消防団と連携し災害活動等に当たることとしている。平常時から消防団との連携を強化し地域防災力の強化を図る。

【応急対策】（震直後の行動）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 自助による応急対策の実施 | 4 ボランティア活動との連携 |
| 2 地域による応急対策の実施 | 5 消防団による応急対策の実施 |
| 3 事業所による応急対策の実施 | |

1 自助による応急対策の実施

＜市民自身による応急対策＞

（総務部）

市民は、災害発生時、まず自身が次の応急対策をとる。

- (1) 発災時には、自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- (2) 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- (3) 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

2 地域による応急対策の実施

（総務部）

地域や防災市民組織、事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

(1) 地域や防災市民組織等

- ・近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
- ・安否や被害についての情報収集
- ・初期消火活動

火災が発生した場合は、防災市民組織が協力して、街頭消火器やバケツリレーによる初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行うとともに、消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

- ・救出・救護活動

地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。

なお、活動に際しては倒壊建物等の二次災害の防止を図りながら負傷者の救出を実施することとし、救出された負傷者に対しては応急救護を実施して必要により救護所等への搬送を実施する。

- ・負傷者の手当・搬送
- ・住民の避難誘導活動
- ・避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者については、事前に知りうる範囲の対象者に安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

- ・避難所運営支援

避難所運営主体である地域住民や市職員、学校教職員と連携し、運営組織のリーダーを中心に、女性や要配慮者等にも配慮した避難所運営の支援を行う。

- ・自治体及び関係機関の情報伝達
- ・炊出し等の給食・給水活動等（「自主防災組織の手引」）

(2) 事業所

(総務部，福祉健康部，生活文化スポーツ部，調布消防署)

- ・事業所相互間の協力体制及び防災市民組織等地域との連携による消火活動，救護活動等の支援を行う。
- ・災害情報の収集に努め，従業員の一斉帰宅の抑制を図る。
- ・事務所内に余剰スペース等がある場合は，一時滞在施設として地域住民に開放するなど共助を推進する。

(3) 避難行動要支援者への安否確認等

(総務部，福祉健康部，生活文化スポーツ部)

市は，福祉健康部内に災害時における「避難行動要支援者支援班」を設置し，調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき情報伝達や安否確認，避難支援等を地域と連携して迅速に進める。避難行動要支援者への支援については特に人的支援を要することから，防災市民組織や自治会，地区協議会，民生・児童委員等の関係機関や団体等と協力して進める。さらに，福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し，情報収集等を行い迅速に安否確認等を進める。

また，震災後，自宅で生活している避難行動要支援者に対し，必要とする情報の収集・提供等を行う。

在住外国人に対する支援としては，情報提供等や都庁に開設される外国人災害情報センターとの情報交換等の支援を行う。

「避難行動要支援者名簿の作成・避難支援等関係者への名簿情報の提供」については，第2部 第8章第5節 具体的な取組<予防対策>「2 避難行動要支援者名簿の作成・避難支援等関係者への名簿情報の提供」該当 (P.292) ページを参照。

3 事業所による応急対策の実施

(総務部，生活文化スポーツ部・調布消防署)

市内の事業所は，災害発生時，まず以下の応急対策を行う。

- ア 来訪者や従業員等の安全を確保し，初期救出，初期救護を行う。
- イ 出火防止を実施する。
- ウ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- エ 正確な情報を収集，提供する。
- オ 施設の安全を確認したうえで，従業員の一斉帰宅を抑制する。
- カ 事業所での災害対策完了後，地域の消火活動，救出，救助活動を実施する。
- キ 応急対策後は，事業の継続に努め，地域住民の生活安定化に寄与する。

4 ボランティア活動との連携

(総務部・福祉健康部・社会福祉協議会・調布消防署)

市は，都及び東京ボランティア・市民活動センターが災害時に設置する東京都災害ボランティアセンターと連携して，一般のボランティアが，被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。また，都が設置する外国人災害時情報センターと連携し，被災した外国人への情報提供等の支援を進めるため，東京都災害ボランティアセンターに東京都災害（語学）ボランティアの派遣要請を行う。

(1) ボランティア活動との連携に掛かる対応

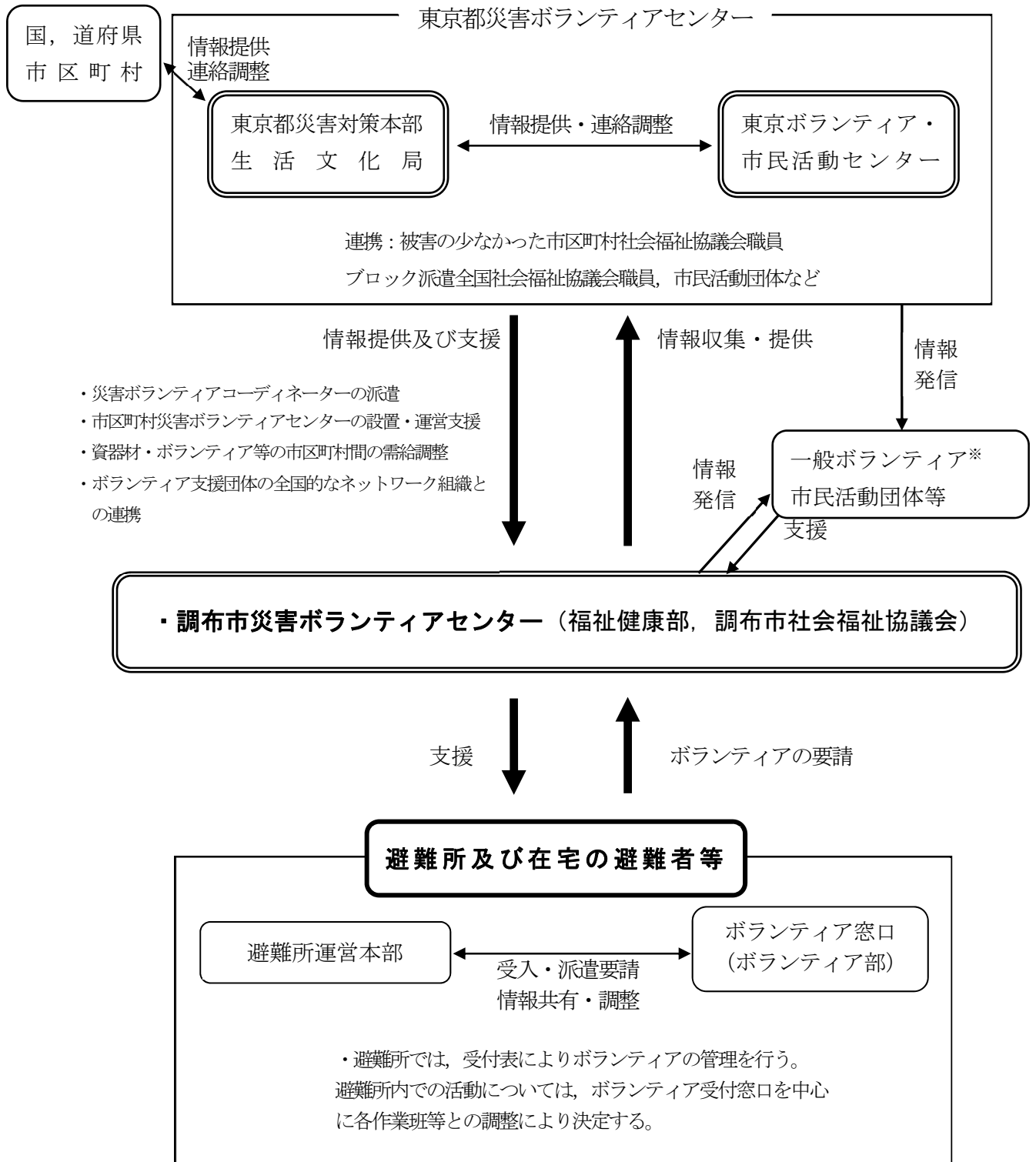
機関名	対応
市 福祉健康部 生活文化スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市社会福祉協議会等との協働による市災害ボランティアセンターの設置・運営 ・ ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援 ・ ボランティアの受入れ状況等の情報提供 ・ 東京都災害ボランティアセンターへの、東京都防災（語学）ボランティアの支援要請
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市との協働により市災害ボランティアセンターを設置・運営し、市災害ボランティアセンターを支援 ・ 市民活動団体等との連携 ・ 災害ボランティアコーディネーターの市災害ボランティアセンターへの派遣 ・ 被災地域のボランティアニーズ等の情報収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ・ 資器材やボランティア等の市区町村間の需給調整 ・ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制支援ボランティアへの支援要請
東京消防庁 調布消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ・ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請

(2) 調布市災害ボランティアセンター

市は、調布市災害ボランティアセンターとして、次の施設を定めている。

調布市総合体育館（調布市深大寺北町2丁目1番地65）

ボランティアの流れ



※一般ボランティア：専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア

5 消防団による応急対策の実施

(総務部, 調布市消防団, 調布消防署)

地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危険が予想される。調布消防署では、発災時において市民や事業所に対し、出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。消防団は、これと連動し、地域の消火活動、延焼の拡大防止、避難の安全確保に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、大震災の火災等から市民の生命、財産を守る。

(1) 消防団の震災消防活動

ア 活動の基本

消防団は、地域に密着した防災機関として、分団受持区域内の住民に対して出火の防止と初期消火を呼びかけ、火災その他災害に対する消防活動に当たる。

要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所へ搬送する。

避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の誘導と安全確保、避難場所の防護活動を行う。また、必要に応じ市から消防団OB会へ出動要請を行う。その場合は、消防団の指揮下に入り連携し消防活動に当たる。

イ 部隊の運用

受持区域内に発生した火災その他の災害は、分団独自又は消防署隊と協力して消防活動を行い、延焼阻止等に全力を上げる。

消防署隊と協力して消防活動を行う場合は、署隊の指揮により活動する。

ウ 情報の収集

参集途上における消火活動上必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況等の情報収集を行い、消防団本部へ報告する。

(2) 調布消防署における消防配備動員態勢

ア 非常配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び東京都西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災、救助、救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

イ 非常招集

震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員は招集計画、事前計画等に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

ウ 活動の方針

火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。

震災消防活動体制が確立した場合は、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。

延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

エ 部隊の運用等

地震に伴う火災，救助救急等の災害発生件数，規模等により所定の計画に基づき，部隊運用及び現場活動を行う。

地震被害予測システム及び延焼予測シミュレーション等を活用した震災対策総合支援システムによる効率的な部隊運用を図る。

オ 情報収集等

所定の計画に基づき，高所見張情報，参集職員（団員）情報など積極的な災害情報収集を行う。

震災情報収集システムを活用し，円滑な情報伝達，管理を行う。

市災害対策本部及び防災関係機関へ職員を派遣し，相互に知りえた災害の情報交換を行う。

